

(案)

答 申 書

千葉市特別職報酬等審議会

(案)

本審議会は、平成24年6月29日に市長から千葉市特別職報酬等審議会設置条例第2条の規定に基づき、行政委員の報酬制度及び報酬額のあり方について諮問を受けた。

本審議会では、裁判の判決状況や他都市の見直し状況などを総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達したので答申する。

1 報酬のあり方を検討する必要性

行政委員に対する報酬は、条例で特別な定めをした場合を除き、その勤務日数に応じて支給することとされているが(地方自治法第203条の2第2項)、最高裁判決において、月額報酬は違法、無効ではないとされたものの、一方で委員の報酬制度及び報酬額は、地方自治法の趣旨にのっとった適正、公正で住民に対して十分に説明可能な合理的内容のものとなっていることが望まれるとした補足意見が付されており、また他都市においても月額報酬制の見直しが進んでいる状況である。

本市における行政委員の報酬は「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に基づき月額報酬制を採用しているところであるが、以上のような状況を踏まえ、報酬制度及び報酬額について検討する必要があると判断した。

2 報酬のあり方

(1) 報酬制度

教育委員、市・区選挙管理委員及び人事委員は、日額が適当である。監査委員及び農業委員は月額を維持することが適当である。

(2) 報酬額

〇〇〇〇

(3) 日額報酬の支給対象とする業務

日額報酬の支給対象とする業務については、定例会、定例会以外の会議、視察等の行政委員としての公式行事に限り、定例会などに伴う事前説明・協議などの公式行事以外の活動については、支給対象外とすることが適当である。

3 審議経過

本審議会では、各行政委員の職務権限の性質、内容、職責の程度、委員として必要な経験や資質等について各行政委員会事務局に説明を求め、状況等の把握をしたうえで審議を行った。

農業委員については、年間を通して日常的な活動が中心となっており、公式行事以外の作業量が他の委員会に比して相当程度多いため、業務量の評価が極めて困難になってしまうなどの理由から現行どおり月額が

(案)

適当であるとの結論に至った。

監査委員については、専門的知識を用いて決定を下すゆえに中立性の観点から日額が適当であるなどの意見や、月額・日額併用制などを支持する意見があったものの、業務が広範なうえ高度な専門性が要求され、また、公式行事の日数や時間数では図り得ない活動が多く、特に資料の読込や監査結果の検討など質・量とも相当程度あるなどの理由から現行どおり月額が適当であるとの結論に至った。

市・区の選挙管理委員、教育委員及び人事委員については、職務権限に伴う職責が大きく、事務局などの行政側と連携して継続的に業務を行うためには月額が適当であるなどの意見や月額・日額併用制を支持する意見もあったが、地方自治法の規定は日額を原則としていることを鑑みれば委員に対する職責の重さや法的制限を考慮しても月額を維持するまでの特別の事情があるとまでは言えず、日額が適当であるとの結論に至った。

次に、日額報酬の支給対象とする業務について委員会などの定例会や定例会以外の会議、視察等の公式行事と公式行事以外のその他の活動に分けて議論したところ、公式行事を支給対象とすることについては異論がなかったが、その他の活動のうち定例会の事前説明・協議などについては、公式行事に付随する活動であり支給対象としないという意見と会議などの公式行事だけでは職務として成立せず、その他の活動についても支給対象とすべきという両方の意見があった。〇〇〇〇

最後に、報酬額について〇〇〇〇との結論に至った。

(案)

千葉市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は五十音順)

会 長	芳 網	敏 雄
副会長	奥 本	佳 伸
委 員	片 岡	知 彦
委 員	齋 藤	政 洋
委 員	坂 戸	誠 一
委 員	清 水	佐 和
委 員	高 山	恒 徳
委 員	中曾根	玲 子
委 員	原 田	雅 男
委 員	細 谷	久美子